

令和２年度新規（更新）指定介護保険事業者研修

各サービス共通事項

目次

各サービス共通事項について

① 管理者の責務と役割について	P. 1
② 高齢者虐待防止法について	P. 3
③ 介護事故防止と対応について	P. 23
④ 指定後の各種届出について	P. 27
⑤ 指定居宅サービス等の基準に関する条例等について	P. 36
⑥ 「介護サービス情報の公表」制度について	P. 38
⑦ 生活保護法指定介護機関制度について	P. 47
⑧ 業務管理体制について	P. 51
⑨ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善について	P. 61

令和２年度
和歌山県
介護サービス指導室

- (1) 管理者の責務及び役割について
- (2) 高齢者虐待防止について
- (3) 介護事故防止と対応について

和歌山県長寿社会課
介護サービス指導室

1

事業者の義務、管理者の責務

☆ **指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

※指定居宅サービス事業者（介護保険法第74条第6項）

- ・指定介護老人福祉施設（介護保険法第88条第6項）
- ・介護老人保健施設（介護保険法第97条第7項）
- ・介護医療院（介護保険法第111条第7項）

① **指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。**

※訪問介護（基準省令第28条第1項）

- ・通所介護（基準省令第52条第1項）
 - ・指定介護老人福祉施設（基準省令第22条第1項）
 - ・介護老人保健施設（基準省令第24条第1項）
- ※上記に限らず、介護保険サービス事業所の管理者には同様の役割があります。

② **指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。**

※訪問介護（基準省令第28条第2項）

- ・通所介護（基準省令第52条第2項）
 - ・指定介護老人福祉施設（基準省令第22条第2項）
 - ・介護老人保健施設（基準省令第24条第2項）
- ※上記に限らず、介護保険サービス事業所の管理者には同様の役割があります。

・管理者は、連座制の対象となる「役員等」に含まれる。

※連座制とは、一事業所の指定取消が、その事業者の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み

2

(1) 管理者の責務及び役割について

1

2

管理者の役割(業務)



(2) 高齢者虐待防止について

人権擁護にかかる取組の一層の推進について（平成31年1月18日、令和2年1月9日県通知）

- 平成28年に「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ対策法」が施行される中、本県では「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」、「和歌山県人権施策基本方針」に基づき、高齢者等に対する人権侵害が行われることのない、すべての人の人権が尊重される社会づくりを旨とした取組を進めているところです。
- また、介護保険法第1条（目的）は、介護が必要な高齢者が尊厳を保持しつつ、日常生活を営めるようサービスを提供すると規定されており、介護サービス事業所等は、常に高齢者の尊厳や人権に配慮した意識と対応が必要となります。
- こうしたことから、県では「和歌山県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等において、全ての施設・事業所の人権擁護推進員の設置を義務付け、研修を行うとともに、集団指導や新規（更新）指定事業者研修などを通じて、高齢者の人権等に関する理解を深める取組を行っているところです。
- 今後も人権尊重に対する意識の高揚や人権問題への理解を深める取組を一層推進いただきますよう、改めてお願いいたします。なお、県が実施した人権擁護推進員研修や集団指導（人権関係）の内容については、必ず全ての職員に伝達いただきますようお願いいたします。

介護保険法 第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

高齢者虐待防止法の目的（第1条）

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」

- ①「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念とする
- ②「尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止が極めて重要
- ③そのための必要な措置を定める



高齢者の権利利益を守る！

9

高齢者虐待防止法に定める 「養介護施設従事者等」の範囲（第20条）

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	老人福祉施設 有料老人ホーム (有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も対象)	老人居宅生活事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者※
介護保険法による規定	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業	

※ 業務に従事する者には、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職員以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。

10

高齢者虐待の種別

1. 身体的虐待
2. 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）
3. 心理的虐待
4. 性的虐待
5. 経済的虐待

11

1. 身体的虐待とは？

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

(例)

- ① 暴力的行為
 - ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。
 - ・ぶつかって転ばせる。
 - ・刃物や器物で外傷を与える。
 - ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
 - ・本人に向けて物を投げつけたりする。など
- ② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
 - ・医学的診断や介護サービス計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。
 - ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
 - ・部屋に鍵をかけて自由に出入りできないようにする。
 - ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。
 - ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。など
- ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制

12

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

第十一章

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」¹³という。)を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。¹³

身体拘束に対する考え方

介護保険施設等では利用者本人や他の利用者等の生命や身体を保護するために「緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他の行動制限は原則禁止」(指定基準等による)

身体拘束することで・・・

○身体的弊害

- ・ 関節の拘縮、筋力低下やじく創の発生
- ・ 食欲低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下
- ・ 拘束により無理な立ち上がりによる転倒事故

○精神的弊害

- ・ 屈辱等の精神的な苦痛からくる人間としての人権侵害
- ・ 認知症の進行、せん妄の頻発
- ・ 家族の精神的苦痛、罪悪感

○社会的弊害

- ・ 施設に対する社会的偏見

が発生

14

身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

- ① 徘徊しないように、車イスやイス、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- ⑥ 車イスやイスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないよう、Y字型抑制帯や腰ベルト、車イスステープルをつける
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようなイスを使用する
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑪ 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する

出典:「身体拘束ゼロへの手引」平成13年:厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」¹⁵

緊急やむを得ない場合とは・・・

○切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

○非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

○一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

以上の3つ全てを満たしていることが必要。

「緊急やむを得ない場合」でない身体拘束は高齢者虐待に該当する。

16

緊急やむを得ない場合の手続き

- 「緊急やむを得ない場合」の判断は、個人で行うのではなく施設全体として判断することが必要
- 本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等を十分に説明し同意を求めると
- 「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること
- 身体拘束の態様及び時間、心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならぬ

17

身体的拘束等の適正化を図るための措置 (平成30年介護報酬改定に伴う措置)

- 身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
 - ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 身体拘束廃止未実施減算：特養・短期入所：10%/日減算

18

2. 介護・世話の放棄・放任とは？ (ネグレクト)

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(例)

- ① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為
 - ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れた服や破れた服を着ている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
 - ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
 - ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。
 - ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
 - ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。
 - ・室内にゴミが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など

19

(介護・世話の放棄・放任の例) 続き

- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為
 - ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。
 - ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。など
- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為
 - ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
 - ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。など
- ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
 - ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。など
- ⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

20

3. 心理的虐待とは？

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(例)

- ① 威嚇的な発言、態度
 - ・怒鳴る、罵る。
 - ・「ここ（施設・居宅）にいらねえとやで」「追い出すぞ」などと言ひ脅す。など
- ② 侮辱的な発言、態度
 - ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
 - ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。
 - ・排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
 - ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。など
- ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度
 - ・「意味もなくコールを叩かないで」「なんでこんなことができないの」などと言う。
 - ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。
 - ・話しかけ、ナースコール等を無視する。
 - ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
 - ・高齢者がたたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など

21

4. 性的虐待とは？

高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(例)

- 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要
 - ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。
 - ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
 - ・わいせつな映像や写真をみせる。
 - ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
 - ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。
 - ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。など

23

5. 経済的虐待とは？

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限したりすること。

(例)

- 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること
 - ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。
 - ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。など

24

(心理的虐待の例) 続き

④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

- ・トイレを使用できるように、職員のを優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。
- ・自分で食事ができるように、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。など

⑥ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。など

⑦ その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。など

22

高齢者虐待の早期発見について

- 高齢者虐待を発見しやすい者に早期発見の努力義務
 - 養介護施設、病院、保健所等
 - 養介護施設従事者、医師、保健師、弁護士等
- (法第5条)

25

通報の義務

発見者	虐待発生の場所	虐待の状況	市町村への通報義務
虐待を発見した者	家庭など養護者による養護が行われている場	高齢者の生命・身体に重大な危険が生じている場合	通報しなければならない(義務)
養介護施設従事者等	養介護施設、養介護事業	上記以外の状態	通報するよう努めなくてはならない(努力義務)
養介護施設従事者等	自身が従事する養介護施設、養介護事業	虐待の程度にかかわらず	通報しなければならない(義務)

13

守秘義務との関係

○通報を行うことは、守秘義務には妨げられない
※「虚偽」(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)や過失(一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない)を除く
(法第21条第6項)

不利益取扱いの禁止

○通報したことによる不利益な扱い(解雇、降格、減給など)
は禁止(虚偽・過失は除く)
(法第21条第7項)

27

和歌山県における養介護施設従事者等による高齢者虐待

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
相談通報件数	8	4	6	9	9	11	18	18	27	16	17
うち虐待を受けたと判断された件数	1	1	0	2	2	1	4	4	3	2	0
被虐待者数	3	1	0	15	9	1	5	51	3	6	0

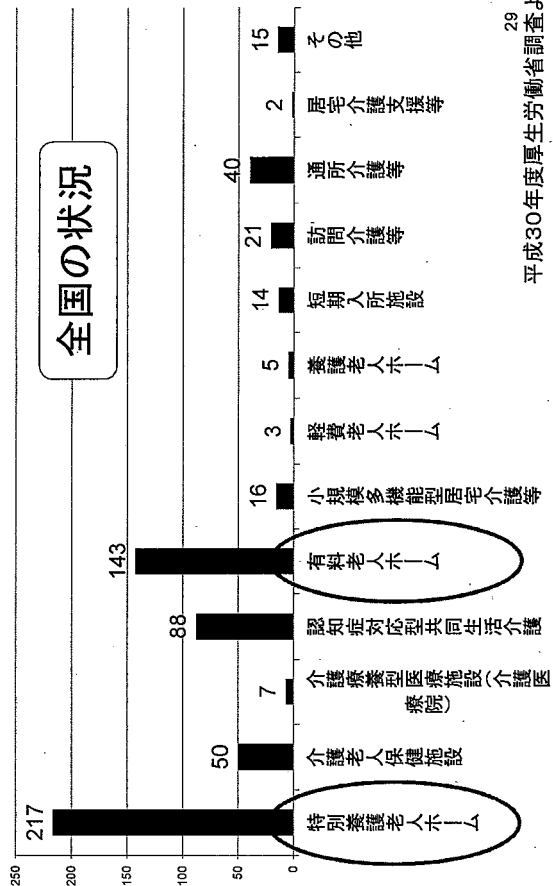
○虐待があった施設等の種類

平成20年度：介護老人福祉施設：介護職員
平成21年度：介護老人保健施設：介護職員
平成23年度：通所介護：介護職員、看護職員
平成24年度：特別養護老人ホーム、認知症対応型共同生活介護：介護職員
平成25年度：特別養護老人ホーム：介護職員
平成26年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、有料老人ホーム：介護職員、管理職
平成27年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、介護職員、経営者
平成28年度：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム
平成29年度：介護老人保健施設、有料老人ホーム：介護職員、管理職
平成30年度：－

14

虐待の事実が認められた事例の施設・事業所の種別

件

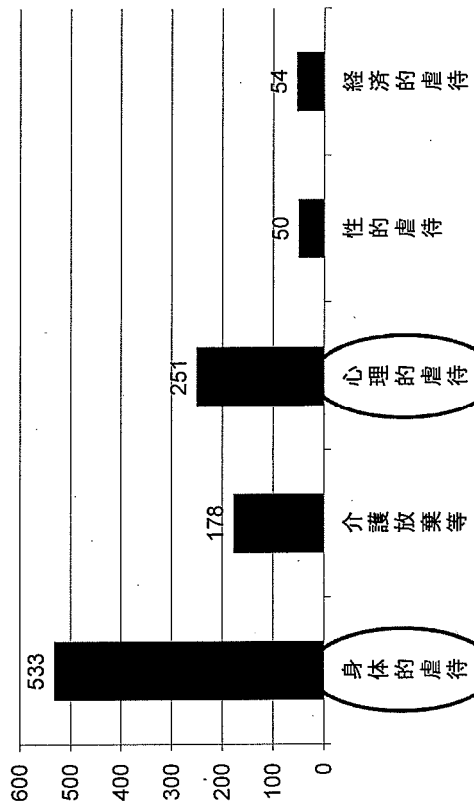


平成30年度厚生労働省調査より

29

養介護施設従事者等による高齢者虐待の種別

人



※1人の被害者高齢者に対し複数の種類の虐待がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被害者高齢者の総数927人と一致しない。

平成30年度厚生労働省調査より

30

15

虐待の発生要因

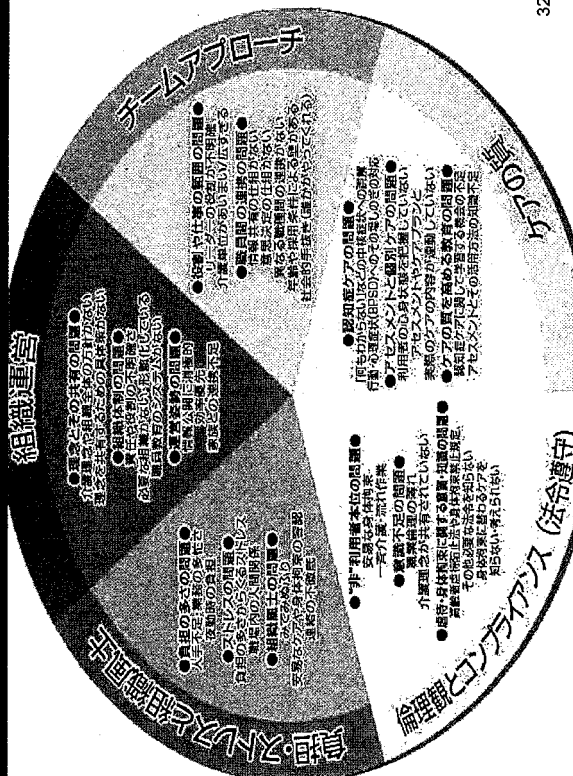
件



平成30年度厚生労働省調査より

31

高齢者虐待防止、身体拘束禁止



養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因

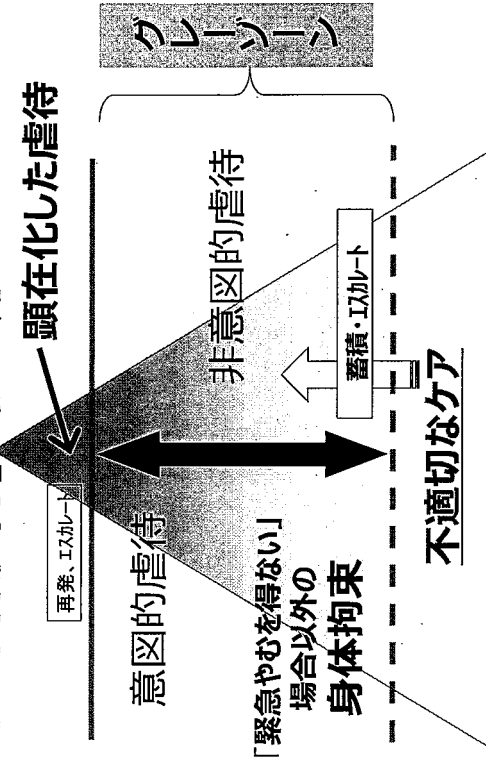
出典「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」（認知症介護研究・研修仙台センター）

32

16

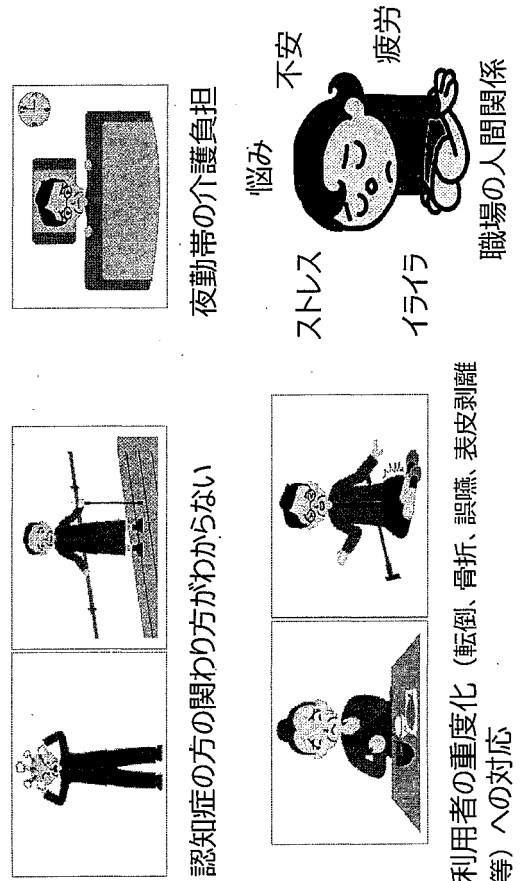
高齢者虐待防止、身体拘束禁止

「高齢者虐待」の捉え方<イメージ>



「介護現場のための高齢者虐待防止教育システム」(認知症介護研究・研修仙台センター)より抜粋

不適切なケアの背景（職員の場合）



不適切なケアとは



「不適切なケア」から考える…

高齢者虐待とは、高齢者を実際に介護している介護者などによる、高齢者の「人としての人権」を傷つける重大な人権侵害行為です。

- 「不適切なケア」が蓄積・エスカレートして、虐待になる事例が全国においても多く見られる。
- 「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待」につながらないよう、「虐待の芽」を摘む対応、取り組みを確実に行うことが非常に重要。
- 虐待は再発することはよくある。正しい要因分析をしなければ、虐待の再発は防止できない。

県・市町村による権限の行使

(養介護施設従事者等に対する指導・監査・行政処分)

- 高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止と虐待を受けた高齢者の保護を図るため、市町村又は県は、**老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使し、対応を図る**ことが明記されている（第24条）。
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待が強く疑われる場合には、当該施設から報告徴収を受けて事実を確認し、**高齢者虐待が認められた場合には、市町村又は県は指導を行い改善を図る**。
- 改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを**第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う**などの対応が考えられる。
- **指導に従わない場合には、老人福祉法及び介護保険法に基づき勸告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、高齢者の保護を図る**。

高齢者虐待防止のために

- 施設従事者のための自己チェックリスト
- 管理者・経営者のための自己チェックリスト

和歌山県長寿社会課ホームページ内に掲載

(解説あり)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040300/koureisvgyakutai/gyakutaicheck.html>

「利用者」の変化への気づきポイント

チェック

職員は気づかないで、虐待行為を行っているかも知れません
下記の視点で、利用者を観察することが大切です

- ☐ 利用者が家族や他の利用者に対して不満や愚痴をこぼしていないか
- ☐ 利用者の心理面の変化（食欲不振、涙もろさ、過度の恐怖心、不眠の訴えがあり睡眠が不規則など）はないか
- ☐ 人目を避けるようになり居室へ閉じこもりがちではないか
- ☐ 介護に対して急に嫌がったり拒否したりすることはないか
- ☐ 大きな声や些細なことでおびえていないか
- ☐ 活気がなくなっていないか
- ☐ 全てにあきらめや無気力感を感じることはないか
- ☐ 特定の職員の行動を気にしているまたは避けようとする
- ☐ 利用者の身体に不審な傷やあざはないか

「職員」の変化への気づきポイント

チェック

職員は気づかないで、ストレスを溜め込んでいるかも知れません
現場のリーダー及び職員間で下記の視点で確認しましょう

- ☐ 仕事に疲れ利用者に対応に悩んでいる様子の職員はいないか
- ☐ 認知症利用者への対応に悩んでいる職員はいないか
- ☐ 認知症特有の症状により混乱の見られる利用者を、職員ひとりでは抱え込み過ぎてイライラしたり悩んでいる職員はいないか
- ☐ 職員間の連携がうまくいかずひとりで悩んでいる職員はいないか
- ☐ 間違った（不適切）介護を正しいと信じている職員はいないか
- ☐ 特定の利用者に対して自分ひとりで対応しようとする職員はいないか
- ☐ 活気なく無関心さを示すような職員はいないか
- ☐ 利用者がおびえているような職員はいないか

課題 「私たちの施設・事業所は、高齢者虐待の予防に関して、今後どのように対応していくべきか」

観察の視点	観察の主なポイント	他施設・事業所の例	自施設・事業所の状況
ガバナンス	管理者等は、利用者や職員の状況を正確に把握し、必要な指示を行っているか？ 施設・事業所の理念が職員に正しく伝わっているか？	組織的な対応が余り機能しておらず、現場の職員任せ 多くの職員は理念を知らなかった	
苦情対応体制	苦情が職員等を通じて速やかに管理者等まで連絡されているか？ 苦情に対する正しい対応や改善対策を行っているか？	苦情を苦情として扱うことをしていないかった 苦情に対する対応は不適切だった	
事故報告体制	苦情が職員等を通じて速やかに管理者等まで連絡されているか？ 事故に対する正しい対応や改善対策を行っているか？	事故があっても報告せず現場で対応していた 事故の教訓を活かしていないかった	
研修体制	職員に対する計画的な研修を施設・事業所の内外において適切に実施しているか？ 受講した研修が、施設・事業所の中で活用されているか？	研修内容はなく、業務の空いている職員のみ参加 研修は受講者止まりで他の職員への周知はしなかった	
ハード整備	ケアを提供する場合において、職員の負担となっているハードの不具合はないか？	ケアの動線を確認すると、浴室の構造が不適切だった	

課題 「私たちの施設・事業所は、高齢者虐待の予防に関して、今後どのように対応していくべきか」

観察の視点	観察の主なポイント	他施設・事業所の例	自施設・事業所の状況
職員の介護知識・経験のレベル	多くの職員の介護知識・経験は利用者にとって安心できるレベルであり、認知症の利用者にも適切に対応できているか？ 職員は基本的な対人マナー、ビジネスマナーを身につけているか？	職員の認知症への基本的な理解や対応方法は間違っていた 職員は利用者に対して不適切な言葉遣いだった	
ケアの運営	実際のケア提供に必要な職員数が不足がちな中で、職員の負担になっていないか？ ケアの提供に当たり、介護する側の都合を一方的に優先させていないか？ ケアの質の向上に取り組んでいるか？ 夜間における勤務者の負担が大きくなっていないか？ 重度者のケアが、職員の大きな負担になっていないか？ 間違ったケアを正しいと信じている職員はいないか？ 身体拘束を具体的な検討なしに、安易に行っていないか？ やむを得ない不適切な対応が多くなってきていることはないか？	職員の都合を優先して、利用者を放置していることがあった 業務改善等に向けた協議等は未実施 ケアではないのに、ケアと称して自ら楽しんでいる職員がいた 職員が独断で身体拘束を実施していた	

課題 「私たちの施設・事業所は、高齢者虐待の予防に関して、今後どのように対応していくべきか」

観察の視点	観察の主なポイント	他施設・事業所の例	自施設・事業所の状況
職員の利用者に対する意識	上から目線になっていないか？ 家族のようななれなれない態度はないか？ 特定の職員を恐れたり、避けようとしている利用者はないか？ 利用者に不審なまなざしや傷がないか？	職員は利用者に対する適切な態度で接していた 利用者のプライバシーをむやみに人前ではしゃべっていた	
職員同士の人間関係	特定の職員が仲間はずれにされたりしていないか？ 職員同士が話し合い、やっていると確認し合っているか？ 特定のベテラン職員に依存しすぎて、管理者等としての遠慮はないか？	ベテラン職員が特定職員をいじめていた 管理者等は現場にほとんど指示を出していなかった	
管理者・監督者と職員の間関係	管理者等は職員に対して必要以上に威圧的になっていないか？ 管理者等は職員を大切にしたいというメッセージを送っているか？ 管理者等は、職員からの業務提案や相談等が容易にできるようにし、色々な意見に耳を傾けてそれらに少しでも報いているか？ 離職者が多くなくなっているか？	管理者等は、職員を常時怒鳴っていた 管理者等は、職員が特定職員をいじめていた 管理者等は現場にほとんど指示を出していなかった	
離職者		職員が離職に入替わっていた	

令和元年度 要介護施設従事者等（施設）による虐待の概要

施設	被害者	虐待者	虐待内容	要因・背景	指示・改善点
特別養護老人ホーム	70～99歳 女性 要介護3、4 日常生活自立度以上	介護職員 男性 50～60代	手で顔を持ち、椅子の背当てに体を押し当て、移動介助（身体・心理） ・床にドンと足を踏らし、足を軽く蹴る（身体）	次の業務に追われて、無意識に ・本人の倫理観の欠如 ・職員間のつながり希薄 ・移業介助時に手をひねられたため、頭に血が昇った	個人面談 ・研修会の実施 外部第三者の視点 定期的な職員同士の研修 業務改善 ・夜勤を3か月外す、始末書、家族に謝罪 ・原因背景を検討、対応策を講じる
介護老人保健施設	70～99歳 女性 要介護3、4 日常生活自立度以上	介護職員 男性 50～60代	手で顔を持ち、椅子の背当てに体を押し当て、移動介助（身体・心理） ・床にドンと足を踏らし、足を軽く蹴る（身体）	次の業務に追われて、無意識に ・本人の倫理観の欠如 ・職員間のつながり希薄 ・移業介助時に手をひねられたため、頭に血が昇った	個人面談 ・研修会の実施 外部第三者の視点 定期的な職員同士の研修 業務改善 ・夜勤を3か月外す、始末書、家族に謝罪 ・原因背景を検討、対応策を講じる
養護老人ホーム	70～99歳 女性 要介護3、4 日常生活自立度以上	介護職員 男性 50～60代	手で顔を持ち、椅子の背当てに体を押し当て、移動介助（身体・心理） ・床にドンと足を踏らし、足を軽く蹴る（身体）	次の業務に追われて、無意識に ・本人の倫理観の欠如 ・職員間のつながり希薄 ・移業介助時に手をひねられたため、頭に血が昇った	個人面談 ・研修会の実施 外部第三者の視点 定期的な職員同士の研修 業務改善 ・夜勤を3か月外す、始末書、家族に謝罪 ・原因背景を検討、対応策を講じる

(3) 介護事故防止と対応について

サービス提供による「事故発生の未然防止」、「事故発生時の迅速・適切な対応・報告」及び「再発防止に向けた取組」の徹底について（平成31年1月18日県通知）

県内の介護保険事業所等におけるサービス提供による事故は、今年度も多数発生しており、事故発生後の利用者・入所者（以下、「入所者等」という。）家族との対応がうまくいっていない事例も見受けられます。

介護保険事業者は、入所者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬと厚生労働省令で定められています。

また、事故発生時における対応については、平成22年9月24日付け長第440号通知により、適切な対応をお願いしているところです。

今後、事故発生時における対応等の流れを分かりやすくするため、別添のとおり「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」を作成したので送付します。

介護保険事業者におかれましては、事故を未然に防ぐための研修等の取組を徹底して頂くとともに、事故が発生した場合の入所者等の家族等への速やかな連絡と適切な対応及び関係機関への迅速な報告の実施について、職員に対して周知徹底をお願いします。加えて、事故の再発防止に向けた取組についても、万全を期すようお願いいたします。

なお、介護保険施設以外の施設についても、この対応フロー（標準例）を参考として頂き、同様に適切な対応をお願いします。

介護保険事業者の事故発生時における報告取扱要領（標準例）

1. 報告すべき事故の対象

報告すべき事故は、事業者が行うサービス提供中の利用者の事故及びサービス提供に関連する利用者の事故とする。

2. 報告すべき事故の種類及び範囲

事業者は、次の事由に該当する場合は報告すべき事故として市町村に対して報告する。

(1) サービス提供中の利用者の死亡事故又は負傷等のケガの発生

(注1) 「サービス提供中」とは、送迎、通院等の間を含む。

また、在宅の通所、入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所・施設(以下「事業所等」という。)内にいる間は、「サービス提供中」に含まれる。

(注2) 報告すべきケガの程度については、医療機関に入院又は医療機関において継続して治療することを必要とするものとする。ただし、利用者又はその家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合には、ケガの程度にかかわらず報告する。

(注3) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合（利用者の家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合を含む。）は報告する。

(注4) 報告すべきものについては、事業者側の過失の有無は問わない。

(2) 食中毒及び感染症、結核等の発生

(注) 保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従う。

(3) 職員（従業員）の法令違反、不祥事等の発生

(注) 報告すべきものについては、利用者へのサービスの提供に関連するものとする。

＜例：利用者からの預り金の横領事件や利用者の送迎時の交通事故など＞

(4) 災害の発生

(注) 震災、風水害及び火災等の災害により利用者へのサービスの提供に影響するものとする。

(5) その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市町村が報告を求めるもの

3. 報告の手順

(1) 事故発生時の第一報

① 事故が発生した場合は、速やかに当該利用者の家族等に連絡するとともに、所要の関係機関へも報告・連絡を行い、関係市町村へ報告する。併せて、関係居宅介護支援事業者等へも連絡する。

② 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに、関係市町村へ電話により第一報の報告を行い、その後速やかに報告書を提出する。ただし、市町村が就業時間外で電話連絡が取れない場合は、市町村へFAXを送信しておき、翌就業日に連絡する。

③ 利用者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高い事故については、所管の県の振興局健康福祉部へも併せて報告する。

(2) 最終報告及び途中経過報告

事業者は、事故処理が終了した時点で、その事故処理の結果について関係市町村へ報告書の提出を行う。併せて、事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過の状況について市町村へ報告する。

4. 報告事項及び報告様式

(1) 報告事項 次のとおりとする。

- ① 報告者：法人の名称及び代表者氏名、事業所の名称・所在地・電話番号・管理者（責任者）の氏名
- ② サービスの種類：事故が発生したサービス
- ③ 利用者（事故対象者）：氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、介護保険被保険者番号、介護度等
- ④ 事故の概要：発生日時、発生場所、事故の種類、事故の内容（発生時の状況及び経緯）
- ⑤ 事故発生時の対応：対処の方法、家族、関係機関等への連絡及び通報状況（搬送・治療した医療機関への連絡状況と治療の内容（診断結果を含む。））、利用者の家族等、居宅介護支援事業者、警察等への連絡・通報状況

- ⑥ 事故発生後の対応：利用者の状態、利用者の家族等への報告・説明（家族等の氏名、利用者との続柄及び住所、報告日時、事業者の対応状況、家族等の理解の状況）、損害賠償の発生に関する状況
- ⑦ 事故の原因分析及び再発防止に向けての今後の取組み：事故が発生した原因分析、再発防止のための改善策の実施状況
- ⑧ その他の特記事項

(2) 報告様式

関係市町村（３の（１）の③の場合には、真を含む。５及び６について同じ。）への報告は、当該市町村が様式を定めている場合には、その様式で報告するものとし、特に様式の定めがない場合には別紙標準様式により報告するものとする。この場合において、事業者は、あらかじめ、市町村に電話等で様式等について確認をするものとする。

ただし、4の(1)に掲げる報告事項が明記されている場合は、別紙標準様式によらず、必要に応じて事業者独自の様式で報告することができるものとする。

5 報告先

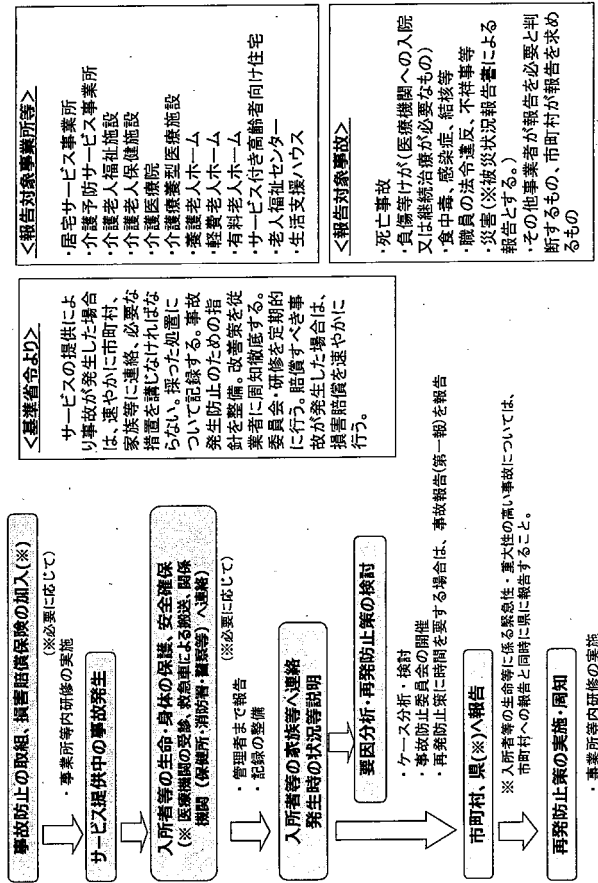
事故に係る当該利用者の保険者である市町村へ報告する。この場合において、当該事業所等の所在地がその市町村と異なる場合には、事業所等の所在する市町村へも併せて報告する。

6 その他の事業者の対応

事業者は、事故発生時に適切な対応を行うための事故対応マニュアルを整備し、職員（従業員）に周知徹底する。

事業者は、発生した事故について原因を分析・解明し、及び再発防止に向けての対策を講じるとともに、市町村からより詳細な確認等を求められた場合には再度報告を行うなど市町村の指示に従う。

「サービス提供による事故発生時における対応フロー（標準例）」



事業所等内研修の実施

指定後の各種届出について

指定後の各種届出等は、事業所の所在地（和歌山市を除く）を所管する各振興局の担当窓口で受け付けます。
なお、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業サービスに関する指定事務等については、各市町村の担当窓口にお問い合わせください。

【サービスの種類】

県が指定（和歌山市内の事業所除く）	
介護給付	【居宅サービス】 ①訪問介護（共生型サービスを含む） ⑦通所リハビリテーション ②訪問入浴介護 ⑧短期入所生活介護 ③訪問看護 ⑨短期入所療養介護 ④訪問リハビリテーション ⑩特定施設入居者生活介護 ⑤居宅療養管理指導 ⑪福祉用具貸与 ⑥通所介護（共生型サービスを含む） ⑫特定福祉用具販売 【施設サービス】 ①介護老人福祉施設 ③介護療養型医療施設（新規申請は受け付けていない） ②介護老人保健施設 ④介護医療院
予防給付	【介護予防サービス】 ①介護予防訪問入浴介護 ②介護予防訪問看護 ③介護予防訪問リハビリテーション ④介護予防居宅療養管理指導 ⑤介護予防通所リハビリテーション ⑥介護予防短期入所生活介護 ⑦介護予防短期入所療養介護 ⑧介護予防特定施設入居者生活介護 ⑨介護予防福祉用具貸与 ⑩特定介護予防福祉用具販売

市町村が指定	
介護給付	【居宅介護支援】 【地域密着型サービス】 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ②夜間対応型訪問介護 ③地域密着型通所介護 ④認知症対応型通所介護 ⑤小規模多機能型居宅介護 ⑥認知症対応型共同生活介護 ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ⑨看護小規模多機能型居宅介護
予防給付	【介護予防支援】 【地域密着型介護予防サービス】 ①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護
介護予防 日常生活 総合支援 事業	①訪問型サービス、②通所型サービス等

【指定後の各種届出・申請】

○変更届

事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に届け出る必要があります。(介護保険法第75条第1項、第82条第1項、第89条第1項、99条第1項及び第115条の5第1項)

変更の届出が必要な事項	
・事業所（施設）の名称 ・事業所（施設）の所在地 ・申請者の名称 ・主たる事務所の所在地 ・代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所 ・登記事項証明書・条列等（当該事業に関するものに限る。） ・事業所（施設）の建物の構造・専用区画等 ・備品（訪問入浴介護事業所及び介護予防訪問入浴介護事業） ・事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所（介護老人保健施設は事前に承認を受けること） ・サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ・運営規程 ・協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関 ・事業所の種別 ・提供する居宅療養管理指導の種類 ・事業実施形態 (本体施設が特別養護老人ホームの場合の単独型・空床利用型・併設型の別) ・利用者、入所者又は入院患者の定員 ・福祉用具の保管・消毒方法（委託している場合にあっては、委託先の状況） ・併設施設の状況等 ・役員の氏名、生年月日及び住所 ・介護支援専門員の氏名及びその登録番号	

※「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更届出の特例

本県では、運営規程に定める内容のうち、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更については年に1回の届出で足りています。ただし、「従業者の職種、員数及び職務の内容」に係る変更であっても、変更事項が次に該当する場合は、「変更届出の特例」は適用されませんので、変更日から10日以内に変更届を提出して下さい。

・事業所（施設）の管理者（施設長）の氏名及び住所の変更 ・訪問介護事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所の変更 ・居宅介護支援事業所及び介護保険施設の介護支援専門員の氏名及びその登録番号の変更 ・特定施設入居者生活介護の計画作成担当者の氏名及びその登録番号の変更

○廃止届及び休止届

事業を廃止または休止するときは、廃止または休止の日の1月前までに届け出る必要があります。(介護保険法第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項)

○再開届

休止していた事業を再開した場合は、再開の日から10日以内に届け出てください。
(介護保険法第75条第1項、第82条第1項及び第115条の5第1項)

○更新申請

事業所の指定は、6年ごとに更新を行わなければならない。 (介護保険法第70条の2、第79条の2、第86条の2、第94条の2及び第115条の11) なお、提出期限は、指定有効期限が月の末日の 場合は当該期限満了日の属する月の5日（5日が閉庁日の場合は直後の閉庁日）、末日以外 の場合は、有効期限満了日が属する月の前月の5日（5日が閉庁日の場合は直後の閉庁日） となっております。

例：7月31日が指定有効期限→7月5日までに提出
7月25日が指定有効期限→6月5日までに提出

【介護報酬算定手続】

サービス種別（介護予防含む）	提出日
・訪問介護（共生型サービスを含む） ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護（共生型サービスを含む） ・通所リハビリテーション ・福祉用具貸与	毎月15日まで（翌月から算定）
・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院	毎月末日まで（翌月から算定） （受理日が1日の場合はその月から算定）

<注意事項>

- ①和歌山市内の事業所等については、和歌山市役所指導監査課にお問い合わせください。
- ②地域密着型（介護予防）サービス事業所等の市町村指定の事業所については、各市町村介護保険担当課にお問い合わせください。
- ③事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった場合は、基準に該当しなくなった日から算定できなくなりますので、速やかに提出をお願いします。
- ④（介護予防）訪問看護における緊急時訪問看護加算については、届出を受理した日から算定できます。
- ⑤同一事業所でも、複数のサービスを行っている場合は、提出書類はサービス毎にそれぞれ別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービスについては、一括して作成することができます。
- ⑥添付書類・資料については、A4サイズで提出していただくようお願いいたします。

【届出等提出先一覧】

所在市町村	提出先
海南市・紀美野町	〒642-0022 海南市大野中 939 海草振興局 健康福祉部総務福祉課 073-482-0600
紀の川市・岩出市	〒649-6223 岩出市高塚 209 那賀振興局 健康福祉部総務福祉課 0736-61-0023
橋本市・かつらぎ町 高野町・九度山町	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927 伊都振興局 健康福祉部総務福祉課 0736-42-0491
有田市・湯淺町 広川町・有田川町	〒643-0004 有田郡湯淺町湯淺 2355-1 有田振興局 健康福祉部総務福祉課 0737-64-1291
御坊市・美浜町・日高町 由良町・印南町・日高川町	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 日高振興局 健康福祉部総務福祉課 0738-22-3481
田辺市・みなべ町・白浜町 上富田町・すさみ町	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23・1 西牟婁振興局 健康福祉部総務福祉課 0739-26-7932
新宮市・那智勝浦町 太地町・北山村	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8 東牟婁振興局 健康福祉部総務福祉課 0735-21-9630
串本町・古座川町	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 東牟婁振興局 健康福祉部串本支所 地域福祉課 0735-72-0525
（参考）和歌山市	〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地 和歌山市役所 保険医療部指導監査課 073-435-1319

※ 変更届、更新申請等の各種様式は

「きのくに介護 de ネット」(<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodonet/main1.html>) の

【各種申請・届出】に掲載していますのでご利用ください。

和歌山県基準条例について

1 条例の名称、根拠法令及び国基準

条例の名称	根拠法令	国 基 準
和歌山県指定介護老人福祉施設の人 員、設備及び運営に関する基準等を定 める条例		指定介護老人福祉施設の人員、設備 及び運営に関する基準（平成 11 年 厚生省令第 39 号）
和歌山県介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関する基準 を定める条例		介護老人保健施設の人員、施設及び 設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）
和歌山県指定介護療養型医療施設の 人員、設備及び運営に関する基準を定 める条例		指定介護療養型医療施設の人員、設 備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）
和歌山県介護医療院の人員、施設及び 設備並びに運営に関する基準を定め る条例	介護医療法 （平成 9 年 法律第 123 号）	介護医療院の人員、施設及び設備並 びに運営に関する基準（平成 30 年 1 月 18 日厚生労働省令第 5 号）
和歌山県指定居宅サービス等の事業 の人員、設備及び運営に関する基準等 を定める条例		指定居宅サービス等の事業の人員、 設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）
和歌山県指定介護予防サービス等の 事業の人員、設備及び運営並びに指定 介護予防サービス等に係る介護予防 のための効果的な支援の方法に關す る基準等を定める条例		指定介護予防サービス等の事業の 人員、設備及び運営並びに指定介護 予防サービス等に係る介護予防の ための効果的な支援の方法に關す る基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）

4 留黨事項

①事業所（施設）の管理者の氏名及び住所等の変更（各サービスクラス共通）

- [illegible]

訪問介護と訪問型サービスは運営特程に一体的に定めている場合や、通所介護と通所型サービスを運営特程に一体的に定めている場合において、訪問型サービス及び通所型サービスに関する規定のみを変更（新増で追加する場合）する場合、変更は不要です。

令和元年10月1日の介護報酬改定に伴う運営規定の変更等については、令和元年8月28日付け長第08280002号で通知していますので、必要に応じて確認をお願いします。（きのくに介護deネットに掲載しています。）

イ 対象となる施設・サービス：
指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院
指定居宅サービス、指定介護予防サービス

2 県独自基準の内容

(1) 国基準を変更する基準
ア 対象となる施設：指定介護老人福祉施設（※ユニット型は除きます。）、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護

項 目	国 基 準	県独自基準
一の居室の定員	一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。	一の居室の定員は、1人とする。ただし、地域の実情等を踏まえ知事が必要と認める場合は、4人以下とすることができる。

介護サービス情報の公表制度について

【HP：<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.html>】

1. 制度の趣旨

- 平成18年4月1日の介護保険法の改正に伴い、介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務付けられています。
- この制度は、介護サービスの利用者等が公表したサービス事業者の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

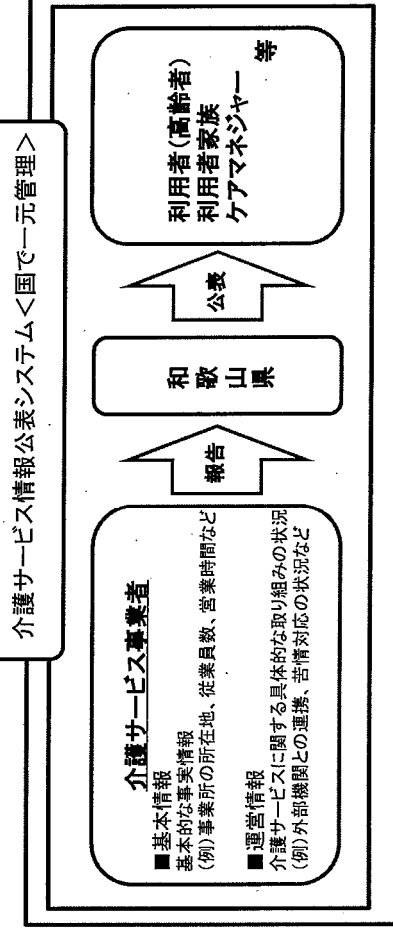
2. 制度の概要

- 介護サービス事業者は、年に1回、介護サービス情報を報告する必要があります。
- 平成24年度以降は、事業者の自己責任による公表となりますが、事業者において調査を受けることを希望される場合は、指定調査機関が実施します。(HP参照)

3. 対象事業者

- 対象サービス(介護保険法施行規則第140条の43)を提供する事業者のうち、次の①②に該当する事業者(別紙参照)
- ①計画の基準日前1年間に、介護報酬実績額(利用者負担を含む。)が100万円を超える事業者
 - ②計画の基準日から1年間に、新たに指定を受ける介護サービス事業者

4. 公表の仕組み



6. 手数料

手数料はかかりません。
※調査機関に調査を希望する場合のみ、手数料が必要です。

項目	国基準	県独自基準
記録の整備	入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。	入所者の処遇又はサービスの提供に関する記録を整備し、当該処遇又はサービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(2) 県独自に追加する基準

対象となる施設・サービス:

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院
指定居宅サービス、指定介護予防サービス

項目	県独自基準
人権擁護	入所者・利用者の人権を擁護するため、人権擁護推進員を置くとともに、職員に対し人権擁護に関する研修を実施しなければならない。
非常災害対策 (※)	非常災害対策を推進するため、災害対策推進員を置かなければならない。
衛生管理 (※)	衛生管理を推進するため、衛生管理推進員を置かなければならない。

※災害対策推進員及び衛生管理推進員の配置は、次の施設・サービスが対象となります。
指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、通所介護、通所リハビリテーション

(3) その他の基準

上記(1)、(2)以外の基準については、国基準で定める基準と同様とする。

3 その他条例で定める基準

介護保険法の改正に伴い、各施設や事業所の設備及び運営に関する基準以外に、条例で定めることとされた基準についても併せて規定しました。

- (1) 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準(厚生労働省令に従うべき基準)

県基準：法人とする。

- (2) 指定介護老人福祉施設の入所定員に係る基準(30人以上であって条例で定める数)

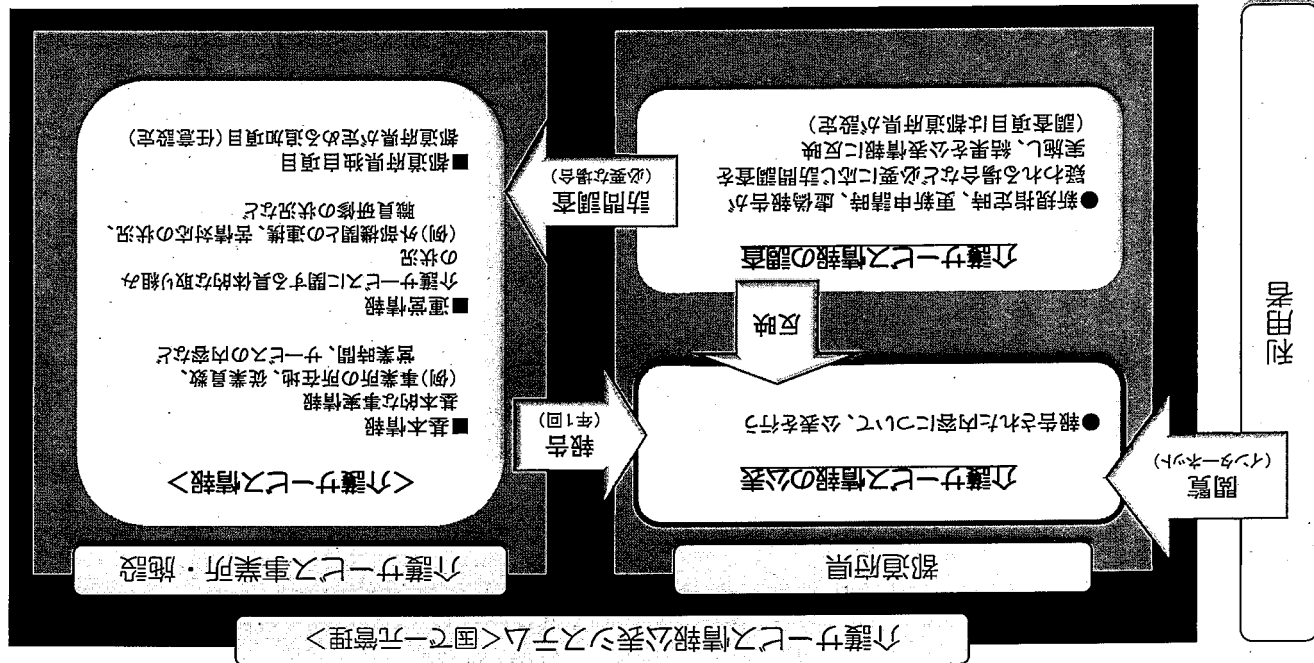
県基準：30人以上とする。

4 施行日

平成25年4月1日
平成30年4月1日(介護医療院関係)

介護サービス情報の公表制度の仕組み

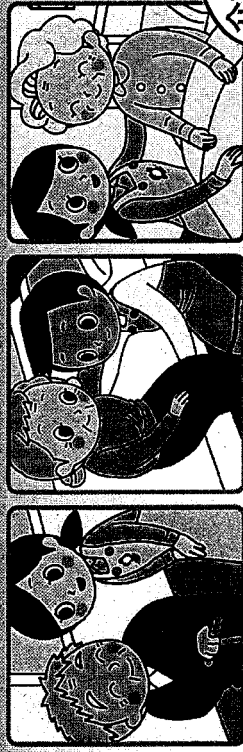
【趣旨】
 ○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。
 【ポイント】
 ○介護サービス事業所は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。
 ○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また、都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合、事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



スマホ、PCでカンタン検索!

介護 公表 検索 クリック

介護サービス情報 公表システム



介護事業所を
探せます!

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、

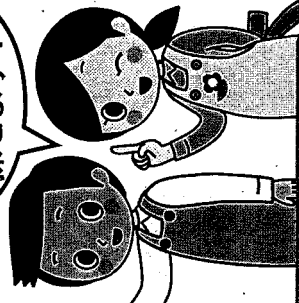
全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、

インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。

さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を

自由に選択できる『介護保険制度』の

利用にあたって、ぜひご活用ください。



「介護サービス情報公表システム」ではどんなことができるの?

- 知りたい地域の介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に探することができます。
- 「介護事業所」に加え「地域包括支援センター」「生活支援等サービス」等の生活関連情報をホームページでまとめて検索できます。
- 介護サービス事業所の基礎データや特色がわかります。
- 複数の介護サービス事業所の基礎データを比較検討できます。

介護事業所検索について詳しく見てみよう！

① 検索できる介護サービスは？

■ 全 25 種類・53 サービスの事業所・施設情報を調べるすることができます。

※ 介護予防サービスを含みます。1 年間の介護報酬額が 100 万円未満の事業所は公表の対象になっておりません。

介護の相談・ケアプラン作成

▶ 居宅介護支援

訪問・通い・宿泊を組み合わせた

▶ 小規模多機能型居宅介護
▶ 複合型サービス
(看護・介護・生活介護)

地域密着型サービス (地域に密着した小規模な施設等)

▶ 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)
▶ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護
▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護

自宅に訪問

▶ 訪問介護 (ホームヘルプ) ▶ 訪問入浴
▶ 訪問看護 ▶ 訪問リハビリ ▶ 訪問対応型訪問介護
▶ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

短期間の宿泊

▶ 短期入所生活介護 (ショートステイ)
▶ 短期入所療養介護

福祉用具を使う

▶ 福祉用具貸与
▶ 特定福祉用具販売

施設に通う

▶ 通所介護 (デイサービス)
▶ 通所リハビリ ▶ 地域密着型通所介護
▶ 療養型通所介護
▶ 認知症対応型通所介護

施設等で生活

▶ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
▶ 介護老人保健施設 (老健) ▶ 介護療養型医療施設
▶ 特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム、
軽費老人ホーム等)



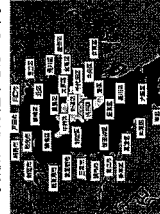
② どうやって介護事業所を検索するの？

■ 「地図から探す」「サービスから探す」「住まいから探す」「条件検索」など、お好みに応じて検索できます。

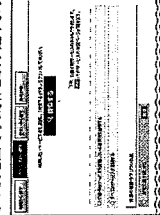
各都道府県の「介護事業所検索」ページに以下のようなボタンがありますので、お好みに応じてクリックし、表示に従ってください。



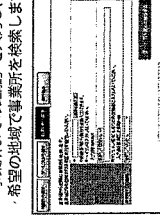
▶ 地図をクリックして地域から事業所の絞り込みを行います。その後地図で事業所を絞り込みます。



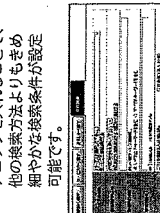
▶ 検索したいサービスを選択し、その後地図で事業所を絞り込みます。



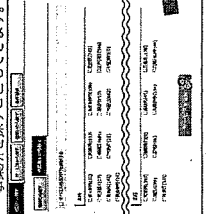
▶ 検索フォームより「住所」とチェックを入れることで、他の検索方法よりもきめ細やかな検索条件が設定可能です。



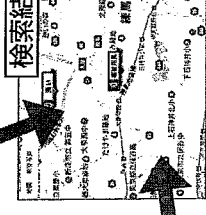
▶ 各項目に条件を入力したりチェックを入れることで、他の検索方法よりもきめ細やかな検索条件が設定可能です。



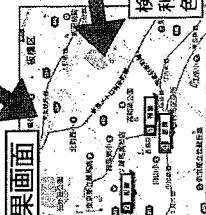
▶ 希望の市町村をチェックして事業所を探すこともできます。



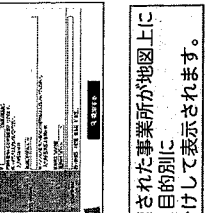
▶ 希望の市町村をチェックして事業所を探すこともできます。



▶ 希望の市町村をチェックして事業所を探すこともできます。

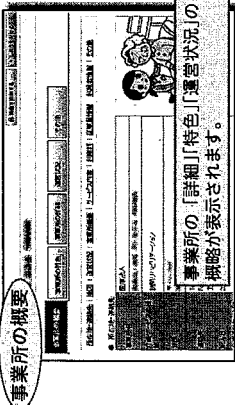


▶ 希望の市町村をチェックして事業所を探すこともできます。

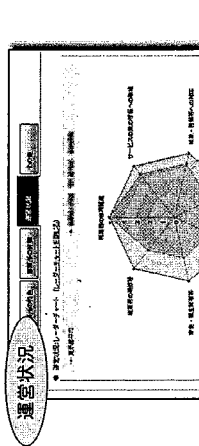
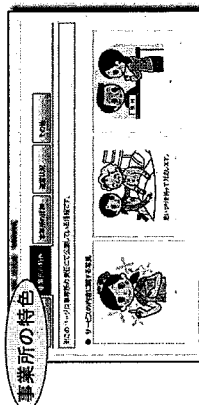


③ どんな情報が見られるの？

■ 全体を集約した「事業所の概要」をはじめ、「事業所の特色」「運営状況」などを調べることができます。



確認できる情報
▶ 事業所の所在地
▶ サービスの内容、利用料、設備の概要…など



確認できる情報
▶ サービスの内容・特色など、事業所によるPR (写真や動画なども閲覧できます。)

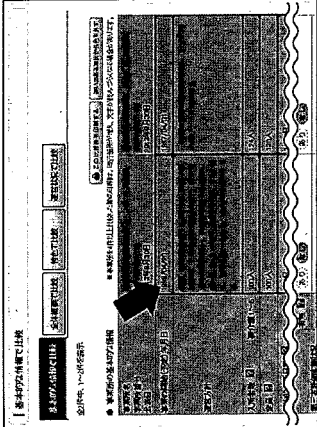
確認できる情報
▶ 事業所の運営状況をレーダーチャート図で表示 (運営状況の全体像が確認できます。)

確認できる情報
▶ 「サービスの質の確保」など事業所運営にわたる取組…など

④ どんな使い方ができるの？

事業所を比較する

比較対象に追加した事業所を比較表示できます。

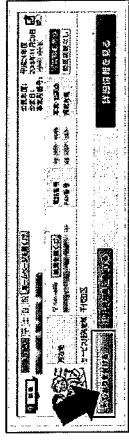


最大 30 件、30 日間保持できます！

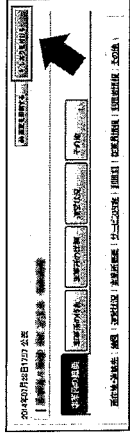
「しおり」を付ける

気になった事業所を再表示できます。

● 検索結果画面の「しおりを付ける」ボタン



● 事業所詳細画面の「しおりを付ける」ボタン



最大 90 件、30 日間保持できます！

■ 気になる情報を「比較対象」に加えておけば、他の事業所との比較検討が簡単に行えます。また、「しおり」機能を使えば、一度見た情報を後でスムーズに再表示することができます。

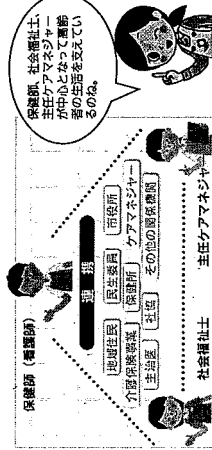
介護事業所検索以外の機能も使ってみよう！

お住まいの地域で利用できる生活関連情報を掲載しています

■『地域包括支援センター検索』『生活支援等サービス検索』などの検索を行うことができます。

● 地域包括支援センター検索

高齢者の総合相談から地域の必要な支援につなげる機能を有する地域包括支援センターに関する情報が閲覧できます。



地域包括支援センターとは
高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせるよう「保健、医療、福祉の向上」「介護予防マネジメント」「高齢者からの相談受け付け」などを総合的に行う施設で、各市町村に設置されています。

● 生活支援等サービス検索

見守りや安全確認、配食、家事援助、交流の場、外出支援等生活支援等サービスを利用する上で基礎的な情報が検索・閲覧できます。

サービス内容	
見守り・安全確認 (+見守り・安全確認)	家事援助
配食	外出支援
介護者支援	その他 (市町村が必要と認めるサービス)

確認できる情報
名称、所在地、電話番号、対象者、サービス内容、対象エリア、サービス提供日時、料金体系 など

スマホ検索には専用アプリが便利！



介護サービス事業所を選択する際に役立つ、様々な機能をご利用いただけます。



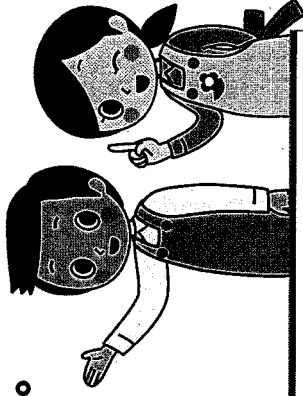
「介護サービス情報公表システム」に関するお問合せ先

和歌山県庁長寿社会課介護サービス指導室
TEL：073-441-2527

「サービス付き高齢者向け住宅」周辺の「介護事業所」が地図上で検索可能！

「介護サービス情報公表システム」が、さらに便利になりました。

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの情報を、インターネットでいつでも自由に検索・閲覧できるシステムです。2017年7月より新たな機能が追加され、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）と、その周辺にある介護事業所を一緒に探せるようになりました。



(例：東京都の場合)

東京都

介護サービス情報公表システム

介護事業所・生活関連情報検索

介護保険について

公表情報の読み方

このホームページの使い方

アンケート

介護事業所を検索する

地域包括支援センターを検索する

生活支援等サービスを検索する

住まい（サービス付き高齢者向け住宅）を検索する

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）とは…

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）は、高齢者単身・夫婦世帯が居住できる賃貸等の住まいです。サ高住の必須サービスは、安全確認・生活相談になりますので、介護保険サービスを利用する場合は、外部の介護サービス事業所を選択し、利用することになります。

【お問い合わせ】
和歌山県長寿社会課 介護サービス指導室
TEL：073-441-2527



サ高住周辺の介護事業所の検索方法

(検索画面イメージ)

1

「サ高住」のアイコン
(印)です。
「広域地図」の番号と連
動しています。

2

「サ高住」と周辺の介護
事業所が広域の地図で
表示されます。

3

地図上に表示する介護
事業所のサービスの種
類を選択します。

4

それぞれの「サ高住」
について近隣の介護事
業所を表示することが
できます。

5

「サ高住」付き高齢者向け
住宅情報提供システム」の
画面へ進むと、さらに詳
しい情報を見ることができます。

介護サービス情報公表システム

介護 公表 検索

※サ高住の必須サービスである安否確認・生活相談
サービスに関する情報を中心に、入居者情報等の
運営情報の公開もしています。

〈サ高住付き高齢者向け住宅情報提供システム〉
<http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

〈サ高住付き高齢者向け住宅情報提供システム〉
<http://www.satsuki-jutaku.jp/index.php>

＜別紙＞

【対象サービス一覧】
公表対象とするサービスは35種類あります。サービスが併設されている場合でも、報告や調査はそれ
ぞれ行う必要があります。

1	訪問介護(予防含む)
2	訪問看護(予防含む)
3	訪問リハビリテーション(予防含む)
4	通所介護
5	療養通所介護
6	通所リハビリテーション(予防含む)
7	福祉用具貸与(予防含む)
8	短期入所生活介護(予防含む)
9	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)(予防含む)
10	短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)(予防含む)
11	認知症対応型共同生活介護(有料老人ホーム)(予防含む)
12	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)(予防含む)
13	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス付き高齢者向け住宅)(予防含む)
14	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)(予防含む)
15	特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス付き高齢者向け住宅)(予防含む)
16	特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス付き高齢者向け住宅)(予防含む)
17	特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)(予防含む)
18	特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型)(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)(予防含む)
19	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
20	地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)
21	地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス付き高齢者向け住宅)
22	特定福祉用具貸与施設(予防含む)
23	居宅介護支援
24	介護老人福祉施設
25	介護老人保健施設
26	介護療養型医療施設
27	地域密着型介護老人福祉施設
28	夜間対応型訪問介護
29	認知症対応型通所介護(予防含む)
30	小規模対応型居宅介護(予防含む)
31	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
32	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
33	地域密着型通所介護
34	介護医療院
35	短期入所療養介護(介護医療院)(予防含む)

平成 26 年 7 月以降に介護保険法の規定による指定を受けた介護事業所の方へ

生活保護法の指定介護機関について

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が平成 25 年 12 月 13 日に公布され、平成 26 年 7 月 1 日から施行されたことにより、指定介護機関の取り扱いが下記のとおりとなりました。つきましてはその内容についてご理解いただき、被保護者に対する介護扶助の適正な実施にご協力をお願いします。

1. 介護機関の指定について

- (1) 平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所は、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。申請の必要はありません。

【生活保護法による指定を辞退する場合】

事業所が生活保護法による指定を不要とする「申出書」を提出した場合、生活保護法の指定を受けたものとはみなされません。

※ 申出書を提出した場合、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行なうことができなくなりますので、十分ご注意ください。

2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について

詳細については、裏面をご覧ください

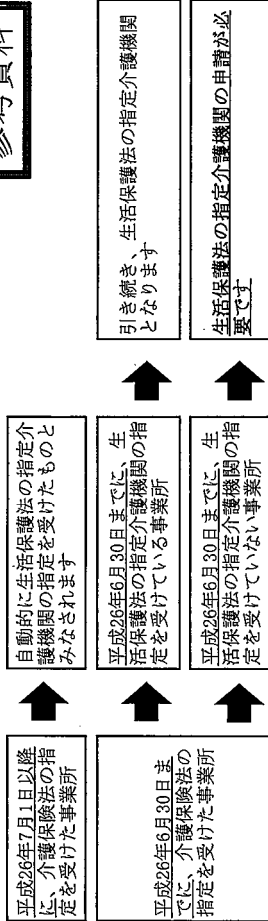
生活保護法の指定事項（所在地、名称等）に変更が生じた場合や、事業所を休止・再開する場合には、それぞれ届出を提出する必要があります。

- (1) 事業所の名称、開設者（申請者）の名称や所在地が変更となる場合、変更届の提出が必要です。
- (2) 事業所を休止・再開する場合は、それぞれ休止届・再開届の提出が必要です。また、事業所の住所や開設者（申請者）が変更となる場合は、廃止届と指定申請書の提出が必要です。
- (3) 事業所が介護保険法の指定は継続し、生活保護法の指定のみ辞退する場合は、生活保護法による指定を不要とする申出書を提出してください。
- (4) 平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けた事業所が介護保険法による廃止届を提出した場合、生活保護法の廃止届の提出は必要ありません。
- (5) 変更届・休止届・再開届については、事由が発生してから 10 日以内に、申出書については介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けたときに提出してください。

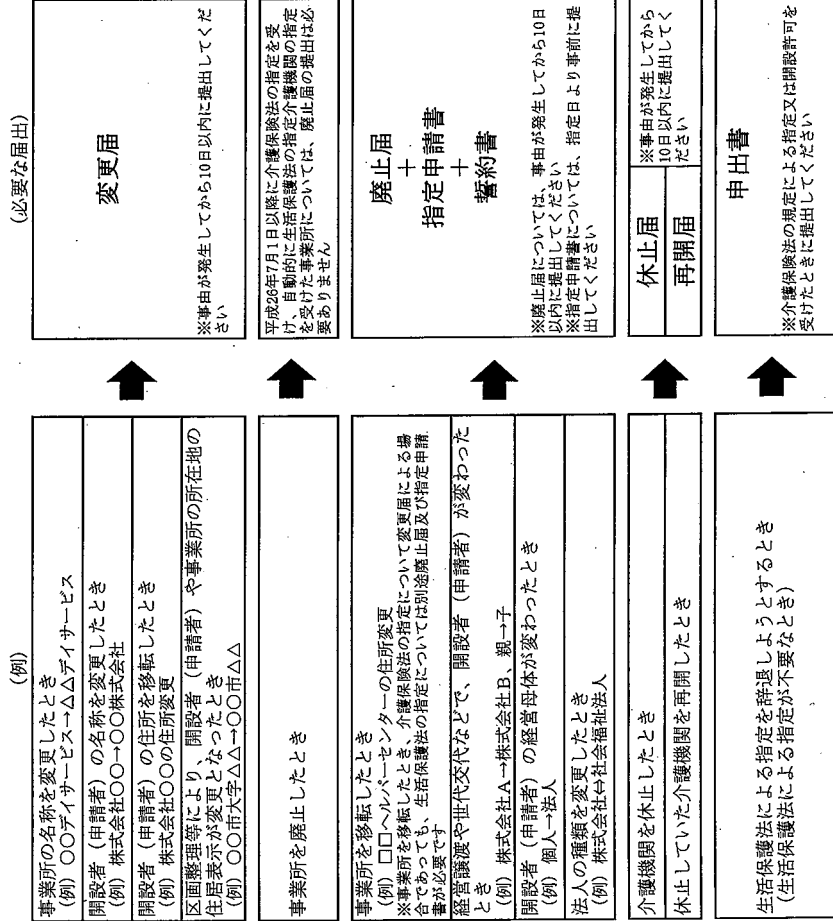
3. 留意事項

- (1) 生活保護法による指定介護事業所の各種届出書は、介護保険法による同様の届出を提出した後、すみやかに提出してください（提出先については、別紙参照）。介護保険法による届出のみをされた場合、届出内容は生活保護法の指定登録内容には反映されませんので、ご注意ください。
- (2) 申請書・各種届出書の様式は、各市福祉事務所・各振興局で配布しています。また、和歌山県庁のホームページ（福祉保健課 生活保護）からダウンロードすることができま

1. 介護機関の指定について



2. 介護機関の変更・廃止・休止・再開・辞退について



※事業所→介護サービスを提供する場所 (例) ヘルパーセンター、訪問看護事業所など
※開設者（申請者）→事業所の経営母体 (例) 株式会社、社会福祉法人など

参考資料

1. 宣趣

2. 法律改正の概要

施行期日：平成21年5月1日

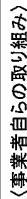
- 業務管理体制の整備に関する届出
- 法令遵守の義務を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為が未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。
- (業務管理体制整備の内容)
- | | | | |
|------------|----------|---------------|----------------------------------|
| 法令遵守責任者の選任 | 20年度 (1) | 20以上100未満 (中) | 指定又は許可を受けている事業所数
(のみは事業所数を示す) |
| 法令遵守責任者の選任 | 20年度 (2) | 100以上 (大) | |
- 法令遵守に関する事項
- | | | | |
|------------|----------|---------------|----------------------------------|
| 法令遵守責任者の選任 | 20年度 (3) | 20以上100未満 (中) | 指定又は許可を受けている事業所数
(のみは事業所数を示す) |
| 法令遵守責任者の選任 | 20年度 (4) | 100以上 (大) | |

51

■法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について

■法令遵守に係る監査（業務執行の状況の監査）について

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらでも可。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回実施しなければならないものではないが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせたものなど、効果的に行うことが望ましい。

【図例】^{※2}の^{※1}仕舞排架

4. 届出事項(届出様式(第1号様式「別記第1号様式(第2条関係)」を参照)整備の内容と同様、事業所等の数により届出事項が異なる。届出様式は同じ。

52

5. 変更の届出（届出様式「別記第2号様式（第3条関係）を参照」）

- (1) 法人の種類・名称、主たる事務所の所在地
- (2) 代表者名、代表者の住所及び職名
- (3) 法令遵守責任者
- (4) 法令遵守規程又は法令遵守に係る監査の内容
- (5) 事業所等の数の増減に伴う業務管理体制の整備の内容

※(届出)区分変更の場合 → 例：和歌山県知事から厚生労働省への(届出)区分の変更
届出様式「別記第1号様式(第2条関係)」により届出

6. 朱玉璣

- ①指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者
→ 厚生労働省

- ②指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者
→ 主たる事務所の所在地の都道府県は、和歌山県の場合は、県社会介護サービス指室)

- ③指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者 (R3.4.1～)

- ④地域密着型サービス(介護予防を含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者
→ 市町村

- ⑤ ①、②、③以外の事業者
(1) 法人の主たる事務所の所在地が各振興局管内の事業者
→ 各振興局健康福祉部
(2) ①以外の事業者
→ 長寿社会課介護サービス指導室

7. 業務管理体制の確認検査(根拠:介護保険法第115条の33)

本県では、平成26年度から業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、確約検査（以下「一般検査」という）を実施しています。

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令等遵守に取り組むよう意識づけることが目的です。

- ① 一般検査で確認する内容
 (1) 法人としての法令遵守の考え方
 (2) 法令遵守責任者の役割
 (3) 法人として法令遵守への取り組み
 (4) 法令遵守規程の策定状況
 など
- ② 一般検査の実施方法
 届出内容等について報告等を求め、基本的には書面検査で実施することとし
 ています。(報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責
 任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたとき
 には、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。)
- ③ 特別検査について
 事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題
 点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証する
 ために特別検査を実施します。

別記第1号様式(第2条関係)

取番号

介護保険法第115条の32第2項(整備)又は第4項(区分の変更)に基づく業務管理体制に係る届出書

和歌山県知事 様

事業者 氏名 代表者 氏名 称

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1	届出の内容	事業者 (法人) 番号									
	(1) 法第115条の32第2項関係 (整備)										
	(2) 法第115条の32第4項関係 (区分の変更)										
	フリガナ										
2	住所 (主たる事務所 の所在地)	(郵便番号) 都 道 郡 市 区 (ビルの名称等)									
業	連絡先	電話番号		FAX番号							
者	法人の種類 代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ	氏名	生年月日						
	代表者の住所	(郵便番号)		都 道 郡 市 区							
	(ビルの名称等)										
3	事業所名称等 及び所在地	事業所名称	設(請)年月日	介護保険事業所番号 (登録識別コード)	所在地						
	計	か所			生年月日						
4	介護保険法施行規則第140条の4 0第1項第2号から第4号までの規定に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)								
		第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要								
		第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要								
5	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課										
区	事業者 (法人) 番号										
分	区分変更の理由										
変	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課										
更	区分変更日	年		月		日					

(日本産業規格A列4番)

56

※ 届出先行政機関の変更が生じた場合は、区分変更前及び区分変更後の行政機関へそれぞれ届ける必要があります。(法人の主たる事業所の所在地の変更の場合は、別記第2号様式で届出となります。)

注 区分変更前行政機関へ届ける場合、「2」、「3」、「4」の項目については記入の必要はありません。

和歌山県知事 様

提出日 年 月 日

事業者 名称 代表者氏名

法人登記の内容等と一致させてください。
法人の代表者印を押印してください。

提出日を記入してください。

印

記入する必要はありません。

[illegible]

- ・介護予防は「1」として数え、「みなし事業所」「総合事業の事業所」を除いた事業所等を記入してください。
- ・「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

・欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、事業所名称等及び所在地のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。

・添付書類は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

・なお、添付書類の表紙に事業所等の合計数がかかるよう「事業所等の合計 ○○か所」と記入してください。

4 介護保険法施行規則第140条の4 第1項第2号から第4号までの規定に基づき届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	和歌山 一郎 (ワカヤマ イチロウ)	生年月日	昭和++年△月□日
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要			
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要			

- ・届け出る事項について該当する番号全てに○を付けてください。

・第2号については、氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。

・第3号及び第4号を屈け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。

(注) 添付資料については、(参考資料)に留置してください。

・届出先区分の変更に伴せて、指定等事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制について変更が生じた場合も、この欄に記入してください。

名称は分かる範囲で記入してください。

区分変更前行
政機関が付番
した事業者(法
人)番号を記入
してください。

名称は分かる範囲で記入してください。

事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

- ・区分変更された理由を具体的に記入してください。

・欄内に書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付していただいても差し支えありません。

・添付資料は、A4用紙により、両面印刷したもので構いません。

別記第2号様式（第3条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

和歌山県知事 様

事業者 名称
代表者氏名
印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号							
変 更 が あ っ た 事 項							
1	法人の種別、名称（フリガナ）	2	主たる事務所の所在地、電話、FAX番号				
3	代表者氏名（フリガナ）、生年月日	4	代表者の住所、職名				
5	事業所名称等及び所在地						
6	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日						
7	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要						
8	業務執行の状況の監査の方法の概要						

変 更 の 内 容	
(変更前)	
(変更後)	

（日本産業規格A列4番）

記入例3 届出事項に変更があった場合

別記第2号様式（第3条関係）

受付番号

介護保険法第115条の32第3項の規定に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年 月 日

和歌山県知事 様

事業者 名称
代表者氏名
印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号							
変 更 が あ っ た 事 項							
1	法人の種別、名称（フリガナ）	2	主たる事務所の所在地、電話、FAX番号				
3	代表者氏名（フリガナ）、生年月日	4	代表者の住所、職名				
5	事業所名称等及び所在地						
6	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日						
7	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要						
8	業務執行の状況の監査の方法の概要						

届出事項に変更があった場合は、「変更があった事項」欄の該当する項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。

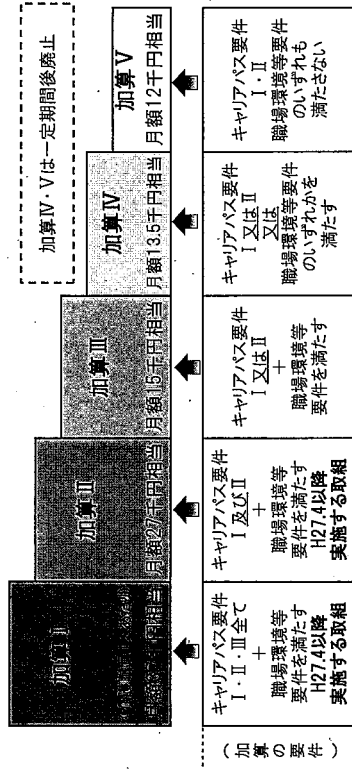
変 更 の 内 容	
(変更前)	法令遵守責任者の氏名 和歌山 一郎 (ワカヤマ イチロウ) 生年月日 昭和○年△月□日
(変更後)	法令遵守責任者の氏名 和歌山 花子 (ワカヤマ ハナコ) 生年月日 昭和○年△月□日

（日本産業規格A列4番）

介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という)の概要

(概要)

- 介護事業所で働く「介護職員の賃金改善」を行うための加算制度
- 同加算にはⅠ～Ⅴの区分がある。



キャリアパス要件は、職場環境要件と併せて

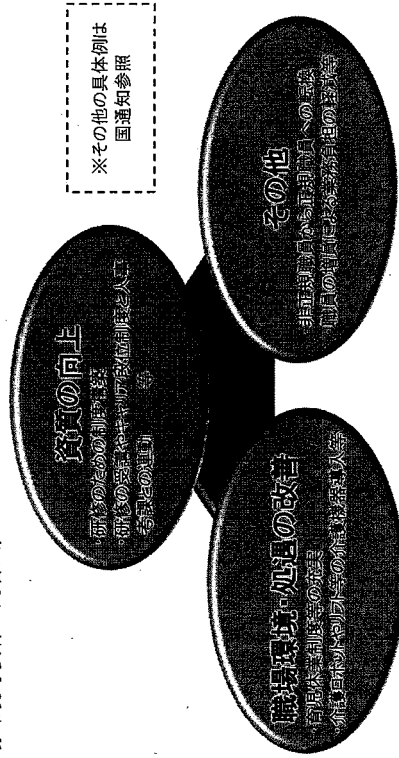
(Ⅰ)キャリアパス要件とは

キャリアパス要件Ⅰ	次の①～③を全て満たしていること。 ① 介護職員の任用に際し(職位、職責又は職務内容)に於いて、賃金(賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ② ①の職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体制(一時金等の随時的に支払われるものを除く。)について定めていること。 ③ ①②の内容について就業規則等の明確な規定を定めて書面を整備し、全ての介護職員に周知していること。
キャリアパス要件Ⅱ	次の①②を全て満たしていること。 ① 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、賃金向上の目標及び次に掲げるいずれかに関する具体的な計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ・賃金向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。 ・資格取得のための支援(研修受講のための勤務シフト調整、休暇の付与、費用【交通費、受講料等】の補助等)を実施すること。 ② ①について、全ての介護職員に周知していること。
キャリアパス要件Ⅲ 【経験】 【賃格】 【評価】	次の①②を全て満たしていること。 ① 介護職員について、経験若しくは賃格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。具体的には、次のⅰ～ⅲまでのいずれかに該当する仕組みであること。 ⅰ 経験に応じて昇給する仕組み 「勤続年数」や「経験年数」等に応じて昇給する仕組み ⅱ 賃格に応じて昇給する仕組み 「介護福祉士」や「実務者研修修了者」等の取得に応じて昇給する仕組みであること。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ⅲ 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定(評価)する仕組み 「実務試験」や「人事評価」等の結果に基づき昇給する仕組みであること。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 ② ①の内容について、就業規則等の明確な規定を定めて書面を整備し、全ての介護職員に周知していること。

(2)職場環境等要件とは

加算Ⅰ及びⅡ	H27.4から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(下記)を全ての介護職員に周知していること
加算Ⅲ及びⅣ	H20.10から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善(賃金改善を除く。)の内容(下記)を全ての介護職員に周知していること

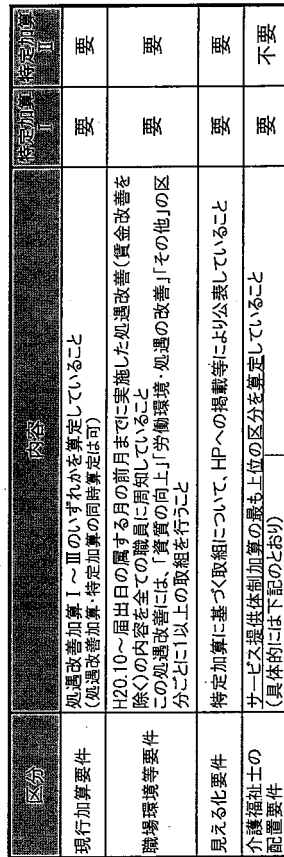
(職場環境等要件の内容※)



【処遇改善加算算定による賃金改善のポイント】

- 賃金改善は、基本給・手当・賞与等(退職手当を除く。)のうち対象となる賃金項目を特定したうえで行うものである。
→役員報酬は原則含まれない。
- 処遇改善加算に相当する介護職員の賃金改善を実施しなければならない。
→いうまでもなく、介護職員以外には対象外。
→処遇改善加算額＜賃金改善額となる必要がある。
- 処遇改善加算と特定加算(後述)とは明確に区別して充当しなければならない。
- あくまで賃金(労働の対価として使用者が労働者に支払うもの)が対象
→キャリアパス要件や職場環境等要件に関する取組の費用については、処遇改善加算・特定加算を充てることができない。
- 原則賃金水準を低下させてはいけない。

- 介護人材確保の取組をより一層進め、ため、「経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、他の介護職員等の処遇改善に充てることができる重要な運用可能な特定加算を創設(第30.10～)
- 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲに特乗せ

63

【特定加算算定による賃金改善のポイント】…原則、処遇改善加算と考え方は同じ

1. 賃金改善は、基本給・手当・賞与等(退職手当を除く。)のうちから対象となる賃金項目を特定したうえ行うものである。
→役員報酬は原則含まれない。
2. 特定加算に相当する職員の賃金改善を実施しなければならない。
→特定加算額＜賃金改善額となる必要がある。
3. 処遇改善加算と特定加算とは明確に区別して充当しなければならない。
4. あくまで賃金(労働の対償として使用者が労働者に支払うもの)が対象
→キャリアパス、要件や職場環境等要件に関する取組の費用については、処遇改善加算・特定加算を充てることができない。

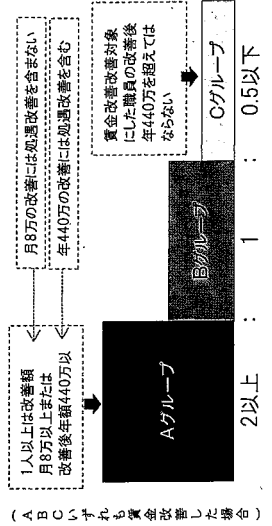
①グループの設定

当該事業所の職員について、次の対象職員ごとに賃金改善の配分に係るグループ設定を行う

グループ	要件
Aグループ 経験・技能のある介護職員	次の条件を全て満たす職員であること。 ①介護福祉士の資格を持つ者であること。 ②事業所で認定(※)した「経験・技能のある介護職員」であること。 ※所属する法人等が勤続年数10年以上を基本としつつ、事業所で認定要件を設定可。
Bグループ 経験・技能のある介護職員を 除く介護職員	Aグループに属さない介護職員
Cグループ その他の職員	特に無し

☒対象人数は常勤換算で算出
 ※Cグループのみ
☒実人数でも算出可能
☒グループ毎の平均賃金額の算出には、賃金改善を行わない職員も含め算出
☒グループ内の賃金改善額は一律でも、特定の職員に集中する方法でも可能

平均改善賞金額について、【AはBの2倍以上】【CはBの2分の1以下】



元々年額440万を
超える職員は
賃金改善対象外

令和2年度介護職員（等特定）処遇改善加算の
「賃金改善所要額」の考え方について（概要）

※「介護職員処遇改善加算」を「処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」を「特定加算」といいます。
※令和2年度以降、賃金改善所要額の算出方法が異なりますので、下記にお示しします。

処遇改善加算の賃金改善所要額の算出方法		
令和元年度 まで	処遇改善加算の 算定により 賃金改善を行った 賃金の総額 ※処遇改善加算による 賃金改善に伴う法定 増加分を含む ことができる。 ※特定加算による賃金 改善額を除く。 = 初めて処遇改善加算 を取得した月の属する 年度の前年度の賃金 の総額 (例) H27.4に初めて処遇 改善加算の算定を開始 し、同月から賃金改善を 実施した場合 →H26.4～H27.3の賃金 の総額	—
令和2年度 ※令和3年度 提出分	処遇改善加算の 算定により賃金改善 を行った賃金の総額 ※処遇改善加算による 賃金改善に伴う法定 増加分を含む ことができる。 ※特定加算による賃金 改善額を除く。 = H31.1～R1.12の 賃金の総額 ※処遇改善加算による 賃金改善額を除く ※特定加算による 賃金改善額を除く ※事業者による独自の 賃金改善額を除く	—

特定加算の賃金改善所要額の算出方法		
令和元年度 まで	特定加算の算定に より賃金改善を 行った賃金の総額 ※特定加算による賃金 改善に伴う法定増分 増加分を含むこと ができる。 ※(令和元年度の) 処遇改善加算による 賃金改善額を除く。 = 初めて特定加算を 取得した月の属する 年度の前年度の 賃金の総額 (例) R1.10に初めて特 定改善加算の算定を開 始し、同月から賃金改善 を実施した場合 →H30.10～H31.3の 賃金の総額	—
令和2年度 ※令和3年度 提出分	特定加算の算定に より賃金改善を 行った賃金の総額 ※特定加算による賃金 改善に伴う法定増分 増加分を含むこと ができる。 ※処遇改善加算による 賃金改善額を除く。 = H31.1～R1.12の 賃金の総額 ※処遇改善加算による 賃金改善額を除く ※特定加算による 賃金改善額を除く ※事業者による独自の 賃金改善額を除く	—